

令和５年度第３回江別市廃棄物減量等推進審議会議事録

日 時	令和５年１０月６日（金）１０時００分～１２時００分
場 所	野幌公民館 ２階 研修室５号
出席委員	浅川会長、今林副会長、北川委員、河野委員、金委員、名古屋委員、日高委員、中井委員、森田委員、森山委員、吉田委員、星委員（１２名）
欠席委員	佐藤委員
事 務 局	近藤生活環境部長、谷口環境室長、山崎廃棄物対策課長、岡山施設管理課長、中村廃棄物対策課主幹（計画推進担当）、石川施設管理課主幹（設備担当）、渡邊指導係長、佐々木減量推進係長、坂本庶務係長、西川施設係長、奥泉減量推進係主事（１１名）
欠席職員	斉藤生活環境部次長
傍 聴 者	２名
会議次第	１．開会 ２．会長挨拶 ３．議事（議題） （１）審議事項 ・江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて （２）その他 ４．閉会
配布資料	・資料１ 江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて ・その他 次第、訂正資料１、訂正資料２

▼会議内容

【開会】

○山崎廃棄物対策課長

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。定刻を過ぎましたので、令和５年度第３回江別市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。司会進行を担当いたします廃棄物対策課長の山崎と申します。

はじめに、本日お配りした資料についてご確認させていただきます。本日の資料といたしましては、次第、江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて、このほかに、前回の資料に訂正がありましたので、訂正資料が２枚となっております。不足はございませんでしょうか。

次に本日の審議会についてでございますが、本審議会は、江別市廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例施行規則第４条の規定に基づきまして、過半数の委員の出席をもって成立することとされており、本日は佐藤委員から、所用のため欠席となる旨、事前にご連絡をいただいております。全委員１３人中１２人の委員のご出席により、過半数を超えていることから、本会議が成立していることをご報告いたします。

次に、議事に入る前に、廃棄物減量等推進審議会の公開についてご説明いたします。市では、江別市情報公開条例第１８条の規定により、市民の市政の参画を促進するとともに、公正で透明な市政を推進するため、審議会等は支障のない限り公開を原則としており、この審議会でも傍聴を認めております。また、会議の議事概要として、発言内容を発言者の氏名とともに、市のホームページなどで公開いたしますのでご了承いただきたいと思います。本日は傍聴希望者がおります。委員の皆様、入室いただいでよろしいでしょうか。

(傍聴者入室)

それでは議事に入りたいと思います。はじめに、浅川会長からご挨拶をいただき、以降の議事進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○浅川会長

あいにくの天候の中、ご出席いただきましてありがとうございます。早速ですが議事の方に入らせていただきたいと思います。本日は、前回からの引き続きの議題として、江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについてとなっております。それでは、江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて事務局から説明をお願いします。

○山崎廃棄物対策課長

それでは審議事項についてご説明いたします。着座のまま失礼いたします。

はじめに、前回の審議資料の訂正についてご説明いたします。訂正資料の1をご覧ください。

江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについて、1ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の見直しについて、(4)他市状況の網走市の「改定時期」ですが、平成17年4月は誤りで、正しくは平成29年4月であります。

次に訂正資料2をご覧ください。ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の原価計算方法の(1)ごみ処理原価計算書の処理経費の減価償却費は、1億1373万2000円は誤りで、正しくは、1億9444万1000円、その下の欄の償還金利子は8070万9000円が誤りで、正しくは0円でございます。その下の②償却・利子の計に変更はありません。

続きまして、江別市一般廃棄物処理基本計画に基づく取り組みについてご説明させていただきます。資料1の1ページ目をご覧ください。はじめに、1の「ごみ処理手数料(指定ごみ袋)の見直しについて」であります。1の見直しの方向性として、ごみ処理手数料(指定ごみ袋)は、ごみ処理を安定的に行うため、今後の増加する経費の推移を踏まえた原価計算を行い、原価の3分の1負担として見直し、事業系と家庭系直接搬入ごみ処理手数料は据え置きたいと考えております。

(2)の単価案としましては、表に記載のとおり、3案をお示ししております。具体的には、現在の1リットル当たり2.0円、40リットル80円に対し、案1は、令和元年度から令和3年度の平均で、1リットル当たり3.0円、40リットル120円。案2は、令和4年度から令和6年度までの平均で、1リットル当たり3.2円。40リットル128円。案3は、令和4年度から令和12年度までの平均で、1リットル当たり3.4円。40リットル136円という案であります。

なお、この数値の算出根拠につきましては、前回の審議会においてお示ししておりますが、今回改めて、資料1-1としてお配りしております。

なお、事務局といたしましては、案1につきましては、現在の増加した経費が反映されておらず、案3につきましては、令和12年度までの経費を見込んだ単価であることから、現状の経費が反映されている案2の単価で、見直しを行いたいと考えております。

また、改定した場合は、市民に一度に大きな負担をおかけしないよう、複数年で段階的に改定したいと考えております。

次に(3)のごみ処理券についてですが、ごみ処理券は、指定ごみ袋に入らないものをごみステーションに出すため貼り付ける券でありまして、最大辺が50cm以内80円、1メートル以内160円の2種類があります。

今回、指定ごみ袋を見直すに当たり、改定予定のごみ袋価格と改定予定のない大型ごみシール価格とのバランスを図る必要がありまして、表に記載のとおり、80円を100円に、160円は200円に見直ししたいと考えております。

次に(4)の指定ごみ袋のデザインについてですが、道内で指定ごみ袋を改定した自治体では、改

定に合わせて指定ごみ袋のデザインを変更することで、改定期日からただちに改定後の手数料収入が納付されています。

当市ではデザインを変更しない方向で考えております。この場合、改定時ただちに手数料が増額とならず、ストックされているゴミ袋等を使用して出すことが可能であり、市としては、収入は段階的に増加していくものと理解しています。

お手元の表は、デザインを変更しない場合と変更した場合の課題等を記載しております。

変更しない場合は、旧指定ごみ袋の処分が不要であり、市民にとっては購入済みの袋が改定後もそのまま使える利点があります。一方、改定前の大量購入が予想されます。

変更した場合は、旧指定ごみ袋の処分が必要であるほか、すでに購入済みの旧指定ごみ袋をどのように取り扱うかという対応が必要になります。一方、改定前の大量購入は予想されません。

市といたしましては、デザインを変更しないことで、現在の指定ごみ袋を改定後もそのまま使用できることから、市民の利便性に配慮ができるもの、ごみ袋の処分が不要となるものと考えております。

最後に、（５）の他市の指定ごみ袋のデザイン変更状況を記載しております。ご参照いただければと思います。

次に、資料１の２ページをご覧ください。

２の「紙おむつに係るごみ処理手数料減免方法の見直しについて」であります。見直し案として、現在の紙おむつの負担軽減策として、子育て区分２歳未満、介護区分要介護３以上、障害区分障害１・２級の方を対象に実施している、指定ごみ袋の給付を廃止し、紙おむつの無料収集を実施したいと考えております。

なお、紙おむつは半透明の任意の袋に入れて、燃やせるごみの収集日に排出していただくこととしたいと考えております。

次に３の「ごみ収集日の見直しについて」ですが、見直し案として、不燃ごみ（月２回）を資源物・危険ごみ（月２回）と同じ曜日に変更し、そのうち１回をペットボトル専用の収集日とすることで、ペットボトルの収集回数を増やしたいと考えております。

表は、不燃ごみ量等の推移を記載しており、平成１９年度のプラスチックごみの分別を不燃ごみとしていたときは、ゴミ量が４，７８２トンあり、収集は週１回としていました。その後、平成２０年１０月に、プラスチックごみの分別を可燃ごみに変更いたしまして、さらに平成２２年１０月からは、大型ごみ収集を開始したことに伴いまして、不燃ごみが減少したため、収集回数を週１回から月２回に変更しました。直近の令和４年度では、さらに不燃ごみは減少しまして、ごみ量は１，０８８トンと平成１９年度と比べ、量の総体で２２．８％、４～５分の１となっているため、不燃ごみの収集回数を月１回に減らしたいと考えております。

最後に、４の「古着・古布及び小型家電の拠点回収の見直しについて」であります。見直し案として、古着・古布及び小型家電については、民間回収や集団資源回収での回収が進んでいることを踏まえ、市の拠点回収を廃止し、今後、市としては、民間事業者や集団資源回収を利用していただくこととして、周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○浅川会長

事務局から前回に引き続き４点についての説明がありましたので、１点ごとにご意見をいただきたいと思います。初めに「ごみ処理手数料の見直し」について、ご意見等何かございますでしょうか。

○吉田委員

資料１の（２）案３の１リットルあたりの単価について計算してみたところ、令和４年から１２年までの処理原価３分の１負担額の平均が３．５４でした。見直し単価がすべて処理原価３分の１負担とすると、案３の１リットルあたりの単価が３．４となっているのは誤りと思われます。

○中村廃棄物対策課主幹

厳密に計算しますと、委員ご発言のと通りの数字になりますが、１リットルあたりの単価を３．５といった奇数にしてしまうと、５リットルサイズなどの指定ごみ袋の価格が０．５円単位になってしまうことから、見直し単価算出に当たっては、偶数で切り下げて計算させていただいているところです。この点、説明が足りず申し訳ありませんでした。

○吉田委員

そういった根拠があって、それを踏まえた上での提案ということですね。でしたら、それも判断根拠になりますので、資料に載せた方がよろしいと思います。

○浅川会長

ありがとうございました。それでは、続いて森山委員お願いいたします。

○森山委員

私が今買っている２０リットルの指定ごみ袋が４００円です。それがこの案１の単価になると６００円に、案３になると６８０円になります。案１の２００円上がる改定でも、子育て世帯や年金生活者といった人たちには大きな負担になります。もし値上げするのであれば、パブリックコメントなどで、どういう理由でなぜ上げるのかということをしちゃんと説明する必要があると思います。

どこの事例かは失念しましたが、自治体が住民に節水を呼び掛けた結果、水道水の使用量が減ったために、水道料金を上げなければいけなくなった事例を耳にしたことがあります。その事例と同じように、指定ごみ袋の値上げをしたことで使用量が減り、かえって収入も減る可能性があると思います。このことを踏まえると、ごみ処理費用については、指定ごみ袋の収入からだけではなく、市の予算としてきちんと確保したほうが良いと思います。

値上げをした場合、不法投棄がとて増えると思っています。すでに、私の知り合いから最近不法投棄のごみが増えているという話を聞いていますし、私がよく行く公園には、江別市の不法投棄をしないでください、というのぼりが立っています。パブリックコメントの際にでも、不法投棄に対してどうしていくかというのを考えていかなければいけないと思います。

低所得者層の人の中には、生活の苦しさから、不法投棄をせざるをえないという人もいます。そういった方に対して、何か対策を考えたい方がよいと思います。

以上です。

○浅川会長

ありがとうございます。それでは、事務局からお願いいたします。

○山崎廃棄物対策課長

４点ほどご質問がありました。１点ずつご説明させていただきます。

まず料金改定に関するパブリックコメントを実施した方がよいのではないかということについてですが、廃棄物減量等推進審議会では委員の皆様にごみ処理経費の費用負担のあり方について諮らせていただいておりますが、市では、行政改革推進委員会、予算委員会といったところでも審議がなされることとなります。最終的に料金改定をすると決まりましたら、予算案が提出されます。その予算案の中からいくつかパブリックコメントの対象となりますが、影響が大きい家庭ごみ処理手数料の改定に関しては対象になると思っていますので、この局面で市民の皆様意見を聞く形になると考えています。

ごみ処理にかかる経費をどういったバランスでまかなうべきかということに関して様々な考え方があると思います。平成１６年に家庭ごみ有料化を実施した際には手数料は処理原価の３分の１の１リットルあたり２円としました。今回提案しているのは、ごみ処理原価について相当に上がってきて

いる現状で、上がった分を平成16年の際と同じ3分の1を手数料で負担するということについてどうか、という議論をお願いしているということになります。

不法投棄対策については、平成16年に家庭ごみを有料化したときにも不法投棄が増加しました。手数料改定となりましたら、このときほどではないにせよ、不法投棄は増加すると考えていますので、市民の皆さんに対する説明のほか、不法投棄対策もきちんと検討したうえで、改定の時期を迎えられるようにしなければならないと考えています。

最後に低所得者対策としては、現在、生活保護を受けている方には、指定ごみ袋を配布しています。そういった対応を引き続き行っていくとともに、値上げした時にこういった対策をしていくかというのは検討しておく必要があると考えています。

以上です。

○浅川会長

森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員

不法投棄対策として、今の段階でどういう対策をされているかを教えてください。

また、生活保護を受けられている方の減免制度の説明がありましたが、生活保護を受けている方なくても、生活が苦しい人が増えると思います。そういった方に対して、例えば申請制のような制度の検討をお願いしたいと思っています。

○山崎廃棄物対策課長

不法投棄対策につきましては、各運搬業者等と協定を結び、家庭ごみの収集運搬車による確認を行っているほか、先ほど委員のご発言にもありました、のぼりや看板による啓発を行っています。そういった対策は今後も継続していくほか、不法投棄対策の体制強化については今後、検討してまいります。

○浅川会長

そのほかありますでしょうか。

それでは、日高委員お願いいたします。

○日高委員

私も、江別市からごみの収集運搬業務を請負っています。その見地からしますと、昨今、人件費、燃料費といった車両に関わる経費が甚だしく増大していて、今のままでは業務を遂行することもままならない状況です。そのため、心苦しいのですが、このたびの市の手数料の見直しの提案については、やむを得ないものと思うところです。しかし一方で、私も一市民としては、手数料値上げということは大変苦しいものです。今ほど事務局からご説明ありましたとおり、もし値上げをするのであれば、市民にとって大きな負担となることから、段階的に値上げをしていただければ助かります。

○浅川会長

ありがとうございます。事務局からこの件についてなにかありますか。

○山崎廃棄物対策課長

案のとりの改訂となりますと、先ほどご指摘がありましたが大きく金額が上がることになります。このことから、価格改定となった場合には、価格の上昇は段階的に行いたいと考えております。

○浅川会長

ありがとうございました。それでは中井委員お願いいたします。

○中井委員

まず、ごみ処理にかかる経費は上がっていて、どこかで市民負担が増えるのはやむを得ないと思っています。

その上で、今回、事業系ごみの値上げがどうなるのかということが議論されていません。家庭系ごみの方だけ改定となると理解がなかなか得られないと思います。事業系ごみの方は上げないなら上げないという背景も説明いただきたいと思います。

○中村廃棄物対策課主幹

事業系ごみにつきましては令和2年度に改定を決めまして、令和2年10月から令和4年まで、二段階で改定して、10キロ当たり200円という料金をいただいているところです。他市においては、札幌市や周辺自治体も200円程度の料金となっています。また、事業系ごみについては処理手数料に収集運搬の費用が入らないものです。こういったことを踏まえ、事業系ごみの手数料は据え置きを考えているところです。ただいずれにしても、将来的に経費が上がってくることがあれば、また検討させていただくことになります。

○浅川会長

そのほかありますでしょうか。

それでは、星委員お願いいたします。

○星委員

指定ごみ袋の価格が段階的に上がっていくというお話でした。これについては、仕方がないことではないかと思う反面、私たち、ごみを出す市民は何ができるかと考えたときに、リサイクルできるものはしっかりリサイクルして、家庭ごみの量を減らしていくということを考えていく必要があると思います。

○浅川会長

ありがとうございました。

それでは、北川委員お願いいたします。

○北川委員

指定ごみ袋の単価を上げざるをえないというのはある程度理解できます。あとは、どれだけ上げるのかという話になると思いますが、案2の1リットル3.2円となると5割以上の増加です。もともと、原価の3割負担というのは国のルールでもなく、市の考えです。案のと通りの改定となると全道一高い単価になります。そうすると、やはり十分に市民に説明をする必要があると思います。

質問ですが、資料1の1(4)指定ごみ袋のデザインについて、変更しない方向で検討と書いています。市としては、駆け込み購入に対してどのように考えているのでしょうか。例えば、ある人が10年分まで買ってしまい、店頭からごみ袋がなくなって、必要な人が買えないとか、もしくは転売されるとか、そういったことは想定しているのでしょうか。また、他の市町村でそういった事例はあるのでしょうか。

○山崎廃棄物対策課長

袋のデザインを変えないとなると、駆け込み購入が予想されますが、これは袋のデザインを変えても一定程度駆け込み購入は発生するものと考えています。いずれにしましても、多数の購入が予想さ

れるところです。どの程度、駆け込み購入が発生するかについては、シミュレーションを行っているところです。

手数料を改定したことで、市民の方がゴミ袋を買えないということが起こらないように様々対応を考えています。その中で考えているのは、現状の保管と流通の量が最大でどこまで可能なのかということを求めることで、もしそれで足りないのであれば、保管場所を確保して、ある程度の量を先に調達することです。また、現在は海外からゴミ袋の調達を行っていますが、調達がある程度容易な国内に変更することも含めて検討しています。

○北川委員

これ以上言いませんが、この点について私はとても懸念しています。値上げ前にお金がある人が山ほどゴミ袋を買って、買い遅れた人が値上げ後のゴミ袋を買うということがありえますので、この点は十分に考えるべきだと思います。

○浅川会長

ここで私から質問します。資料１の１（５）で他市の例として差額券のことが記載されていますが、これについて、導入を検討しているのか確認させてください。

○中村廃棄物対策課主幹

差額券もデザインを変更するパターンとして検討させていただきました。市としては、値上げをするとした場合は段階的に値上げすることを検討しています。そうした場合、デザインを変更するパターンですと、新しい袋を複数回作り変える必要があります。そうすると、どのタイミングでデザインを変更するか、前の前のデザインの袋はどうするか、収集作業員はどういう対応をするかといった課題が出てきてしまいます。ある程度先買い可能な方との不公平感が出てきてしまうかもしれませんが、経過措置を取ることを前提とすると、デザインを変更しない場合には一般市民の方はそのままゴミ袋をお使いいただけますので、相対的なバランスを考え、デザインを変更しない方向で検討しています。先買いされる量についても、１年間のごみ袋使用量が１人世帯あたり４，７００円程度ですが、それが、８，０００円分、１万円分買われるということはあまりないのではないかと考えています。

○浅川会長

検討の方向としては、差額券を貼ることもデザイン変更に含めて考えていて、それはしないということですね。

○中村廃棄物対策課主幹

市の方としてはそういう考えでありますけども、審議会でご意見をいただく中で考えをまとめたいと思います。

○浅川会長

たたき台となる方針としてはそういうことであるということでした。
では、吉田委員お願いいたします。

○吉田委員

前回の会議で、ごみ処理原価を３分の１にしたときに、２円を超えたのがいつ頃なのかという発言をしました。２円を超えた部分をずっと市の税金で負担をし続けてきたということだと思います。逆に言うとその分は、他の施策に対してマイナスだったということになると思いますし、実際この令和元年から４年の４年間だけでも毎年２億円程度、当初の取り決めから超えた部分を市の税收から負担し続けてきたという事実があります。これは、福祉、超高齢化社会、子育て世代への施策など、別の

ことに使えたものをごみ処理経費の補填分で使ってしまったということです。この、いきなり３円に上がったということではなく、本来よりも市の税金でカバーしてきたということを示すと市民にも分かりやすいのではないかと思います。

○浅川会長

ご意見ですが、これに対してなにか事務局からありますでしょうか。

○山崎廃棄物対策課長

手数料の改定を進めるに当たっては、市民に対する説明が必要になってくると思います。その際は、そういった経過についても、見えない部分として残さないように、お示しできるような形で進めていきたいと思います。

○浅川会長

それでは星委員お願いいたします。

○星委員

北川委員からもご発言ありましたとおり、不公平感というものがあっては絶対にいけないと思います。段階的に値上げをしていくのであれば、その間にしっかり考えて、不公平感がないような改定としなければいけないと思います。

○浅川会長

ありがとうございます。

それでは、森山委員お願いいたします。

○森山委員

札幌と江別の事業系ごみの処理手数料に違いはあるのでしょうか。

○中村廃棄物対策課主幹

事業系ごみの処理手数料は、札幌市と江別市のどちらも２００円で変わらない金額になります。

○浅川会長

それでは、中井委員お願いいたします。

○中井委員

今回の訂正資料１（４）他市状況について、札幌市と比較していません。札幌市の場合はプラスチックごみを無料収集していますので、その違いも大きいかと思うのですが、札幌市がいくらなのかというのをまず知りたいです。

それから、プラスチックごみの分別について、江別市は今後どう対応しようとしているのかという点をお聞きます。

○中村廃棄物対策課主幹

訂正資料１（４）他市状況は、１リットルあたり手数料３円以上の自治体を示しているものです。道内自治体では今のところまだ無料の市町村もありますが、１リットル２円というのが主流です。最近値上げしたのが恵庭市と室蘭市で、来年４月から北広島市が値上げするということになっていて、いずれの市町村も、何らかのごみ処理方法の変更が主な理由かと思っています。

プラスチックごみについては、かねてから当審議会でもお話ししておりましたとおり、環境クリーン

センターの特性上、プラスチックごみをサーマルリサイクルとして一緒に燃やさないと他の代替燃料エネルギーを補給しなければいけないという特性がありますので、現状、分別して収集するというのは難しい状況です。

○中井委員

私は環境クリーンセンターの経費を上げないためには、プラスチックごみも一緒に混焼した方がいいと思いますが、プラスチックごみを混焼することで、クリーンセンターの経費を圧縮できているのかお聞きします。

○中村廃棄物対策課主幹

過去にプラスチックを抜いたらどうなるのかということを試算したことがあります。その場合、プラスチックと同程度のカロリーを灯油でまかなわなければならないのですが、当時の試算ですと、毎年6,000万円程度、追加の費用が必要になります。これはあくまでも推計で、当時の試算段階の話ではありますが、これがそのまま環境クリーンセンターの経費に反映されてしまう形になると思います。

○浅川会長

ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。

○日高委員

質問ではないのですが、札幌市は政令指定都市であり、スケールの大きさからも、江別市とでは比較にならない部分があると思います。我々委員も、この点を踏まえた上で質問、討議をすべきと思います。

○浅川会長

ご意見いただきました。比較の対象として、適切なところで検討していきたいということでした。今回、時間をかけて審議させていただいています。事務局から、あえて段階的にすることによって、説明の機会を増やすという意味合いもあるということでした。その際に吉田委員からご指摘があったように、税負担というのは、結局それは市民負担の形を変えたものであって、他に回すべき予算がごみ処理経費の補填に回ってしまっているということです。それを排出量に応じて負担していただく分と、一律税金から補填する部分をそれぞれの程度にするのか。今のところ3分の1は、排出量に応じた負担という方針で市はやっているということを踏まえて、値上げに関しては説明していくということが重要になると思います。

○山崎廃棄物対策課長

すみません。先ほど森山委員のご質問中でパブリックコメントのお話がありましたが、私から財政の方でパブリックコメントがあるのではないかと話をしたのですが、今内部で話をしましたら、予算のパブリックコメントに関しては、歳入側の、とりわけ税や手数料の部分はやらないのではないかと話がありました。ただ、手数料改定となりましたら、予算の議案としていろいろな議論が進んでいくということになりますので、議論は当審議会だけで終わるものではない、ということに訂正させていただきます。

○森山委員

もう少し詳しくお願いします。

○山崎廃棄物対策課長

予算についてパブリックコメントがあると思ったのですが、今までの予算に対するパブリックコメントの出し方から考えると、改定の部分についてパブリックコメントが出ることはおそらくないと思われます。

○森山委員

それはなぜですか。

○山崎廃棄物対策課長

すみません。廃棄物担当部署が関知する部分ではないため、単純にはお答えできません。

○浅川会長

それでは、基本計画に基づく取り組みの2の紙おむつに係るごみ処理手数料減免方法の見直しについて、何かご意見ございましたらお願いいたします。

○森山委員

トピックとして違うかもしれませんが紙おむつの無料収集に関連して、布おむつを毎日使える人はなかなかいないと思うのですが、土日やお休みの日の余裕のある日だけ使えるという人もいないかもしれません。そういう方に市の方からプレゼントをすとか、利用促進の広報をすといったことをやってもいいと思います。

○浅川会長

紙の使用量を減らす上で布おむつを推奨するというのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

○山崎廃棄物対策課長

ごみの減量につながるご提案だったと思います。市では、こんにちは赤ちゃん事業という、新生児のいるご家庭に民生委員等が訪問して、絵本や企業の方からいただいた協賛品をお渡しする事業を行っています。担当部局が子育て部門になりますので、そちらにこういったご提案があったことをお伝えして、そういったことが可能か検討してもらおうと思います。

○浅川会長

そのほか、ご意見ありますでしょうか。

それでは、河野委員お願いいたします。

○河野委員

紙おむつの件ではないのですが、どこで質問すればいいのかわからなかったのでここで質問いたします。紙おむつ以外にも、生ごみの堆肥化を目指して生ごみを無料回収するというのは可能でしょうか。というのも、水分を含むごみは燃焼しづらいと思いますし、植物系のごみはほとんどが水分で、乾燥させるだけで1、2割程度に抑えられるものだと思います。不燃ごみなどを埋め立てて使えない土地にしていくよりは、畑に返してリサイクルしていくということに力を入れてもらいたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○山崎廃棄物対策課長

生ごみの無料収集ということですが、そのようにしている市町村もありますが、ある程度大きな規模の市町村はあまりやっていません。なぜかという、収集したごみは最終的には処理しなければならないものですが、量が多くなると集中的に処理することが難しくなるためです。当然、生ごみを分

別することで、環境クリーンセンターの焼却効率も上がると思いますが、ただちに導入することは難しいものです。今後、ごみ処理の手法が大きく変わるときには、そういったことも検討事項の一つとして考えていきたいと思っています。

○浅川会長

ほかにご意見等ありますでしょうか。
それでは、森山委員お願いいたします。

○森山委員

先ほどの河野委員の話を聞いて思ったのですが、生ごみを収集するのは大変だと思うので、試験的にでも持ち込みの生ごみを集めるような場所を作って、そこで堆肥化したものを販売するといったことを小規模でもいいので試験的にやって欲しいと思います。

○山崎廃棄物対策課長

ご提案をいただきました。
各種モニタリング事業やテストケースでいろいろやるというのはその結果を次に生かすために必要と思うのですが、現時点では検討していませんので今後の検討材料にさせていただきたいと思います。

○浅川会長

中井委員お願いいたします。

○中井委員

紙おむつに係る手数料見直しのところで資料中、「現在の区分を廃止して～」と記載されていますが、紙おむつを無料で回収してもらうためには医師や施設の証明書といったものが必要というのは変わらない、ということを市民に説明するときに明確にしたほうがいいと思います。

○山崎廃棄物対策課長

すみません、分かりにくかったと思います。今までは、例えば年齢や障がいの等級といった区分で減免をしていました。それをやめて、紙おむつという製品に着目してそれを出す方は全員半透明の袋にして別に出していただけると、そこは無料になるということになります。従いまして、今まで減免申請をしていた方については、申請の必要がなくなります。

○浅川会長

それでは河野委員お願いいたします。

○河野委員

紙おむつはペットの紙おむつも対象になるのでしょうか。

○山崎廃棄物対策課長

先行事例があるので確認してみたのですが、やはりペットは除くとなっていました。まだ制度設計はしていませんが、ペットのものは厳しいのではないかと考えています。

○河野委員

最近のペット用おむつは人のものとあまり変わらない形をしていますので見分けがつきにくいと思うのですが、この点はどのようにお考えでしょうか。

○山崎廃棄物対策課長

今時点では、それが混入しているから避けられると言われると申し上げられませんが、趣旨としては、ご家族のために紙おむつを使うことについて負担を軽減しますという制度になります。

○浅川会長

森田委員お願いいたします。

○森田委員

紙おむつの件ですが、これから高齢化率、介護率が上がっていくことを考えると、紙おむつの収集量もかなり増えてくると思います。紙おむつと燃やせるごみを同時に別々の袋で収集するというものについて、委員である日高さんとしては、業者目線で何か懸念される部分はあるのでしょうか。

○浅川会長

日高委員、お願いいたします。

○日高委員

紙おむつは現在燃えるごみで出ているので、可燃ごみの収集車両の今の台数でまかなわれています。これを紙おむつだけ収集運搬するとなれば、非常に収集運搬としては非合理的な話ですし、またその費用負担も願ひしなきゃならないとなります。可燃ごみに混合して収集運搬するというのは合理的で、今と何も変わりませんので、業者としては、これはそのままの設計でいけるのではないかと考えています。

○浅川会長

それでは、ほかにございますか。

では、吉田委員お願いいたします。

○吉田委員

先ほどの生ごみの減量について、すごくいいと思います。もし既に行われていましたら申し訳ないのですが、コンポスト化容器、ご家庭の乾燥機、あとは下水の観点からはいいか悪いかわかりませんが、ディスポーザーといったものへの補助金を増やすといったことと、紙おむつの個人負担が減るということを、ごみ処理費用の個人負担が増えるということだけでなく、それら全てをセットにした方が、ただ負担が増えるだけでなく、減る部分もあることをしっかりアピールした方がいいと思います。

○浅川会長

ありがとうございます。

それでは事務局からなにかありますでしょうか。

○中村廃棄物対策課主幹

生ごみの方につきましては、家庭の生ごみの堆肥化容器、段ボール式コンポスト、密閉式コンポストの3種類について助成をしています。乾燥機については、平成22年度までは助成していましたが、当時の電力不足といった社会情勢もあり、現在は廃止しています。堆肥化容器については今後、拡充するなど検討は必要になると考えております。ディスポーザーについては水道部の所管の話になりますので、単独での回答は難しいものと考えています。

○浅川会長

ありがとうございます。

それでは森山委員からお願いいたします。

○森山委員

赤ちゃんへの布おむつのプレゼントといったお話がありました。高齢者の方に対しても、希望する方に布おむつを無料で配布したり、使用の周知広報ということが可能だと思うので、検討をお願いしたいと思います。

○浅川会長

布おむつの利用促進の広報ということでした。

事務局側、それについてはいかがでしょうか。

○山崎廃棄物対策課長

担当部局と情報を共有してまいります。

○浅川会長

紙おむつの手数料減免に関してほかにご意見ありますでしょうか。

ないようでしたら、3のごみ収集日の見直しについて、ご意見、ご質問等いただきたいと思います。こちらに関しては、前回からの引き続きでペットボトルの収集日が増えるということが眼目となっていますので、この点はすでにご確認いただいているということですのでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、4点目の古着・古布及び小型家電の回収拠点回収の見直しについて、ですが、こちらについてはいかがでしょうか。拠点回収は廃止して民間事業者や集団資源回収についての周知を進めていくということです。

それでは、河野委員お願いいたします。

○河野委員

市の拠点回収の場所と件数を教えてください。

私はいつも民間事業者のじゅんかんコンビニ24時に出しているのですが、あまり気にしたことはないのですが、回収拠点はたくさんあった方が、楽なのかなとも思います。

○中村廃棄物対策課主幹

市の回収拠点は市役所本庁舎、大麻出張所、野幌鉄南地区センター、水道庁舎、豊幌地区センター、環境事務所で計6か所あります。回収量は、小型家電は特に減っています。古着・古布の回収量については横ばい程度ですが、やはり民間で回収しているものについては民間で回収していただいた方がいいということと、効率的に民間も活用しながら回収を進めていくという観点からは廃止した方がいいのではないかと考え、今回提案させていただいています。

○河野委員

それについてはいいと思いますが、民間に回収拠点を増やしてくれないかという相談をしたらいいと思います。

○中村廃棄物対策課主幹

お話は伺ってみたいと思います。ただ、民間、特に小型家電のじゅんかんコンビニ24については、敷地や初期投資費用の問題もありますので、難しい部分があると思います。

ただ、古着・古布の回収につきましては集団資源回収で実施していますので、市の拠点で集めていたものが集団資源回収に流れていけば、市から出している奨励金で自治会の歳入が増えるという副次的な効果もありますので、積極的に啓発してまいります。

○浅川会長

そのほかいかがでしょうか。

(なし)

それでは事務局お願いいたします。

○山崎廃棄物対策課長

次回の審議会の予定をお伝えさせていただきます。次回は、11月10日(金)の午後、会場は江別市民会館を予定しています。よろしくお願いいたします。

○浅川会長

最後に最終的な当審議会の方針を確認させていただきたいと思います。

まず、ごみ処理手数料についてですが、まだ具体的な案が提示されているわけではありませんので、2回にわたって審議してきましたが、さらに審議の必要があるかと思います。

紙おむつの無料収集、ごみ収集日の見直し、古着・古布および小型家電の拠点回収を廃止すること、これらについては、今日ご同意いただいたということで審議終了とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

それではこれで閉会させていただきます。お疲れ様でした。

【閉会】